

議案第 4 1 号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀山市消防団員等公務災害補償条例（平成17年亀山市条例第149号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第21条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第21条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>31万5,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期間)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の亀山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にお

いてこの条例による改正前の第21条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第21条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。